

平成31年4月4日

消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針

国土交通省鉄道局鉄道事業課

消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更については、次により処理することとする。

I. 基本方針

消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、最終的には消費者が負担するものであることから、2019年10月1日に予定されている消費税率の引上げに当たっては、旅客運賃等（鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項）の変更により、円滑かつ適正な転嫁を行うことを原則とする。

具体的には、以下を基本方針とする。

- ① 事業全体として108分の110以内の増収を前提とする。
- ② より正確な転嫁を可能とする運賃を認める。
- ③ 利用者から見た運賃等のわかりやすさにも配慮する。

II. 改定方法

以下の改定方法を基本とする。

1. 普通旅客運賃

(1) 税抜運賃の算定

改定の基礎となる税抜普通旅客運賃（以下「基準額」という。）は、前回運賃改定時に算定した基準額とする。

前回運賃改定時に基準額を算定していない場合及び今回新たに1円単位運賃を導入する場合は、現行の普通旅客運賃（上限運賃）に108分の8を乗じて算出した税額を同運賃から減額して算出した額を基準額とする。

(2) 10円単位運賃のみによる変更

基準額に、100分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃（上限運賃）とする。

(3) 1円単位運賃導入事業者における変更

基準額に、100分の110を乗じた額の小数点以下を四捨五入又は切り捨てにより端数処理して1円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃（上限運賃）とする。

1円単位改定事業者が引き続き設定する10円単位運賃については、基準額に、100分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入又は切り上げにより端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの普通旅客運賃（上限運賃）とする。

2. 定期旅客運賃及び料金

定期旅客運賃及び料金の変更

現行の定期旅客運賃（上限運賃）又は料金（鉄道事業法施行規則第32条第1項）に108分の110を乗じて得た額の10円未満の端数を四捨五入により端数処理して10円単位とした額を新たな税込みの定期旅客運賃（上限運賃）又は料金とする。

3. 調整

- (1) 上記1(2)及び2の処理により旅客運輸収入全体の増収に過不足が見込まれる場合には、利用者の公平感及び負担感に配慮しつつ、切り上げ又は切り捨てにより10円単位の端数処理を行うことにより、旅客運輸収入全体として108分の110以内となるよう調整を行う。
- (2) 上記(1)及び1(3)の処理によっても、なお過不足が見込まれる場合は、改定率のバランスに配慮しつつ普通旅客運賃又は定期旅客運賃の10円単位での減額、回数乗車券の発売額の据置等によって全体として108分の110以内の増収となるよう調整を行う。

4. 手続き等

(1) 消費税のみの転嫁

消費税率の転嫁のみを事由として旅客運賃等の上限変更の認可申請を行う場合にあっては、当該申請が鉄軌道事業者の経営の改善を目的とするものではなく、消費税を最終的な負担者である消費者に適正に転嫁するために行われるものであることに鑑み、「JR旅客会社、大手民鉄及び地下鉄事業者の収入原価算定要領(平成12年3月1日・鉄業第10号)」及び「中小民鉄事業者の収入原価算定要領(平成12年3月1日・鉄業第11号)」は適用しないこととして、以下により収入原価の算定を行うものとする。

① 収入

上記1～3に基づき運賃等の変更を行った場合の収入の増加額とする。当該収入の算定に当たっては、直近の実績年度における旅客輸送量を基礎として改定前・後の旅客運輸収入を算定することとし、運賃等の変更に伴う旅客の逸走は考慮しないものとする。

② 適正原価

旅客運輸収入に係る消費税相当額の増加額とし、運賃等の変更に伴う機器改修費用等、消費税相当額以外の要素は含めないこととする。

③ 適正利潤

消費税の転嫁のみを行うものであることから、ゼロとする。

④ その他

原価計算期間は1年間とするとともに、申請書に、別添の「旅客運賃等の算出の基礎を記載した書類」を添付することとする。

(2) 消費税転嫁と併せた運賃変更

消費税率の引上げに併せて、その他の事由による旅客運賃等の上限変更の認可申請が行われる場合は、個別案件ごとに厳正に対処する。

(3) 適切な情報提供

上記(1)(2)にかかわらず、「鉄軌道事業の情報提供ガイドライン(平成13年11月30日・国鉄都第48号、国鉄業第39号、国鉄技第108号、国鉄施第135号)」に基づき、適切な情報提供を実施するものとする。なお、(2)の場合には、消費税率の引上げに伴う変更分と、それ以外の事由による変更分とを区分して公表するなど、利用者の十分な理解が得られるよう情報提供に努めるものとする。

Ⅲ. 旅客運賃等の変更の時期

消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とする。

Ⅳ. 利用者への広報等について

(1) 鉄軌道事業者は、消費税率の引上げに伴う旅客運賃等への円滑かつ適正な転嫁について、利用者の十分な理解を得るため、パンフレット、ポスター、ホームページ等各種媒体による広報を行うとともに、利用者からの問い合わせに対応する体制を整え、適切に対処するものとする。

(2) 1円単位改定事業者は、1円単位運賃と10円単位運賃を利用者にとってわかりやすい方法で表示し、丁寧な説明を行うものとする。

(3) 1円単位改定事業者は、10円単位運賃における10円未満の端数処理について、Ⅱ 1 (3)の切り上げにより端数処理する場合は、ICカードの初期販売価格、チャージ金額、払戻手数料の低廉化、ICカードの利用しやすい環境の整備等に努めるものとする。

Ⅴ. その他

上記Ⅰ～Ⅳの取扱いに関しては、2020年9月30日までの間に消費税率の引上げに伴って旅客運賃等を改定した場合において適用する。

旅客運賃等の算出の基礎を記載した書類

事業者名:

(単位:千円)

		現 行		改 定	増収率	処理方針※ 4.(1)①の収入 (C=B-A)	処理方針※ 4.(1)②+③ (D=(b-a)+0)	C-D	C/D×100
		(A)	うち消費税額 (8%) (a=A×8/108)						
旅客運輸収入	運賃								
	定期外								
	定期								
	料金								
	合計								

※「処理方針」とは、平成31年4月4日付け「消費税率の引上げに伴う鉄軌道事業の旅客運賃等の変更に関する処理方針」を指す。

- 注 1.「増収率」欄は小数点第3位までを四捨五入により記載すること。
2.「C/D×100」欄は小数点第1位までを四捨五入により記載すること。